

22建企第476号
平成22年12月 2日

(社)長崎県建設業協会
(社)長崎県中小建設業協会
(社)長崎県造園建設業協会
(社)長崎県ほ装協会
(社)長崎県工務店連合会
(社)長崎県下水道建設業協会
(社)長崎県管工事協会
(社)長崎県港湾漁港建設業協会
(社)長崎県建造物解体工業会
(社)長崎県トンネル協会

様

長崎県土木部長



工事検査及び支払いの迅速な実施について

このことについて、平成22年12月1日付け国総入企第23号で、国土交通省総合政策局建設業課長より、別添のとおり工事検査及び支払いの迅速な実施について要請がありました。

別添要請文の趣旨を踏まえ、長崎県建設工事標準請負契約書に規定の期限にかかわらず、請負者より工事完成通知、既済部分検査申込（又は中間前金の認定請求）及び支払いの請求があった場合には、速やかに対応するよう各発注機関へ要請を行っています。

なお、長崎県においては下記の関連通知を発出しておりますので、会員企業の資金の円滑化のため周知のご協力をお願いいたします。

記

1. 中間前金払制度の活用促進について（平成20年12月10日付20建企第586号）
2. 地域建設業経営強化融資制度について（平成20年12月25日付20建企第629号）

国総入企第23号

平成22年12月1日

各都道府県入札契約担当部長 殿

各政令指定都市入札契約担当部長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



工事検査及び支払いの迅速な実施について

建設業は、地域社会・経済において大きな役割を果たしているところですが、昨今の経済情勢等により、引き続き厳しい状況にあります。

特に、年末の資金需要期においては、資金調達の一層の円滑化を図ることが重要です。

つきましては、完成検査及び出来高部分払方式を実施する事業における既済部分検査を迅速に実施するとともに、検査を終えた工事については、代金の支払いを年内に行うようお願いします。

あわせて、中間前払金の支払いや地域建設業経営強化融資制度の債権譲渡の承諾についても迅速に運用していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。